

第2章

貸金業の登録



- ・本編では、貸金業の登録を学習します
- ・特に、登録の申請、登録の許否、変更の届出は、試験でも頻出の項目です
- ・内容が複雑なので、引き続き文章を丁寧に読むイメージで学習しましょう

1 登録（3）

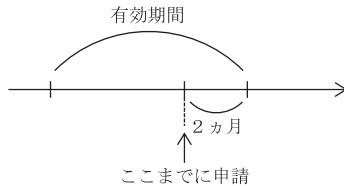
（1）登録（3Ⅰ）

貸金業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない（3Ⅰ）。

(2) 登録の更新（3 II）

(1)の登録は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う（3 II）。

貸金業者は、上記の登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了の日の2月前までに当該登録の更新を申請しなければならない（施行規則5）。



上記の登録の更新のうち、内閣総理大臣の登録の更新を受けようとする者は、手数料を納めなければならない（3 III）。

練習問題

令和2年 問題 2-b

貸金業者の登録等に関する次のa～dの記述のうち、その内容が適切なもののが何個かある。1～4の中から1つだけ選び、解答欄にその番号をマークしなさい。

b 貸金業者は、貸金業の登録の更新を受けようとするときは、その者が現に受けている貸金業の登録の有効期間満了の日までに当該登録の更新を申請しなければならない。

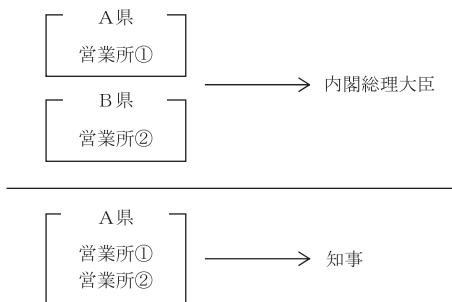
適切でない（施行規則5）。

2 登録の申請（4）

（1）登録申請書の提出（4Ⅰ）

貸金業の登録を受けようとする者は、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては内閣総理大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、一定の事項を記載した登録申請書を提出しなければならない（4Ⅰ）。

→ 2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合、本店の所在地を管轄する都道府県知事を経由する必要などはない。



一定の事項は、以下のものである（4Ⅰ）。

- ① 商号、名称又は氏名及び住所



商号とは
会社などが営業活動を行う際に使用する名称

- ② 法人（人格のない社団又は財團で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれに準ずる者をいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し、これらの者と同等以上の支配力を有するものと認められる者として内閣府令で定めるものを含む。）の氏名、商号又は名称及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

上記の同等以上の支配力を有するものとして認められるものは、以下のものである（施行規則2Ⅰ）。

- i 当該法人の総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法879条3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）をいう。）の100分の25を超える議決権に係る株式又は出資（「株式等」）を自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有している個人
 - ii 当該法人の親会社の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもって所有している個人
- など

上記の政令で定める使用人は、貸金業の登録を受けようとする者の使用人で、貸金業に関し法4条第1項に規定する営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者で内閣府令で定めるものである（施行令3）。

上記のこれに準ずる者で内閣府令で定めるものは、以下のものである（施行規則3）。

- i 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所等の業務を統括する者
 - ii 主たる営業所等においては、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、貸付け、債権の回収及び管理その他資金需要者等の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をなす権限を有する者
 - iii 貸付けに関する業務に従事する使用人の数が50人以上の従たる営業所等においては、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
- ③ 個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名

- ④ 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名、商号又は名称
- ⑤ 営業所又は事務所の名称及び所在地
- ⑥ 営業所又は事務所ごとに置かれる貸金業務取扱主任者の氏名及び登録番号
 - 貸金業務取扱主任者の住所の記載は不要。
- ⑦ その業務に関して広告又は勧誘をする際に表示等をする営業所又は事務所の電話番号その他の連絡先等であって内閣府令で定めるもの上記のその他の連絡先等であって内閣府令で定めるものは、以下のものである（施行規則3の2Ⅰ）。
 - i 電話番号（場所を特定するもの並びに当該場所を特定するものに係る着信課金サービス及び統一番号サービスに係るものに限る。）
 - ii ホームページアドレス
 - iii 電子メールアドレス
- 上記のホームページアドレス又は電子メールアドレスを登録申請書に記載する場合には、電話番号を併せて記載しなければならない（施行規則3の2Ⅱ）。
- ⑧ 業務の種類及び方法
- ⑨ 他に事業を行っているときは、その事業の種類